令和８年（フ）第２６９号
徳島県徳島市北沖洲二丁目９番63―101号　エクセレントメルベーユ、旧住所徳島県徳島市北沖洲四丁目８―38
債務者　平岡　真紀
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９７号
佐賀県鹿島市大字森1321番地　中島アパート１号
債務者　原　都美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第３７７号
鹿児島市吉野４丁目29番５号　セジュール菖蒲101号
債務者　杦　　大樹
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第８６２号
京都市伏見区淀樋爪町446番地５　沖田ビル.センチュリー23　513号
債務者　山口　英樹
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２５８号
青森市本町２丁目11番13号　小田桐ビル201号
債務者　浅利　歩惟
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１０８号
青森県平川市唐竹苺原76番地５
債務者　工藤とも子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第４５２号
神奈川県平塚市根坂間363番地の１　平塚ドムール第３　602号室
債務者　高木　弘明
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第８９４号
広島市西区福島町２丁目24番29―206号
債務者　氏家　早紀
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで　広島地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第２９号
静岡県掛川市大渕11729番地の２
破産者　髙橋　　悟
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第３７号
静岡県掛川市三俣675番地の１
破産者　齋藤　弘樹
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
愛知県一宮市開明字東沼18番地１　住宅型有料老人ホーム　ハート・いちのみや、開始決定時の住所岐阜県関市塔ノ洞2601番地１　ハート・関（前々住所）岐阜県関市市平賀421番地２
破産者　佐藤　春夫
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２４２号
岐阜県羽島市正木町新井634番地（サンハイツ岩田Ａ107号室）、前住所愛知県一宮市玉野2025番地１
破産者　堀田　久人
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２４５号
岐阜市上土居１丁目18番18―102号（シャトル・ピア）
破産者　林　よしゑ
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　岐阜地方裁判所

令和６年（フ）第２２５号
静岡県富士市米之宮町144番地　フォンティーヌ301号、前住所静岡県富士市久沢263番地
破産者　川村歯科医院こと　川村　和久
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第８７号
静岡県富士市中野380番地
破産者　渡邊　郁美
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第９２号
静岡県富士宮市小泉111番地の２　飛鳥Ａ102
破産者　高橋　　廉
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１０６号
静岡県富士宮市大岩869番地の２
破産者　松浦　明美
1　決定年月日　令和８年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。　静岡地方裁判所富士支部